

西宮市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づき事業者に求められる合理的配慮の提供について、要する費用の一部を助成することにより合理的配慮の提供を容易に行うことができるよう支援し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、特別の定めのある場合を除くほか、法に規定する用語の例によるものとする。

(対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、西宮市において不特定多数のものが利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行う事業者、又はその他市長が必要と認める団体とする。ただし、事業主又は団体の代表が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）に規定する暴力団員でないこととする。

(対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）の額は、別表に掲げる額とする。ただし、国・地方自治体その他各種団体等が実施する補助事業等により補助等の対象となっている経費を除く。

(助成金の額)

第5条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の額は、対象経費の100分の50の額（1円未満の端数が生じる場合は切り捨てた額）とする。ただし、別表に掲げる助成限度額を上限とする。

(申請)

第6条 この要綱による助成を受けようとする対象者は、西宮市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 対象経費がコミュニケーションツール作成費である場合 次に掲げる書類

ア 物品内訳書（様式第2号）

イ 仕様書の写し

- ウ 対象経費の見積書の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 対象経費が物品購入費である場合 次に掲げる書類
- ア 物品内訳書（様式第2号）
 - イ 対象経費の内容がわかるカタログ等又は仕様書の写し
 - ウ 対象経費の見積書の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (3) 対象経費が工事施工費である場合 次に掲げる書類
- ア 工事計画書（様式第3号）
 - イ 工事図面の写し
 - ウ 対象経費の見積書の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (4) 対象経費が手話通訳者・要約筆記者等派遣費である場合 次に掲げる書類
- ア 手話通訳者・要約筆記者等派遣計画書（様式第3号の2）
 - イ イベント等の内容がわかるパンフレットの写し
 - ウ 対象経費の見積書の写し

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、西宮市合理的配慮の提供支援に係る助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、当該申請を行った対象者に通知するものとする。

2 市長は、工事施工費に係る助成金の交付決定に当たり、必要な条件を付することができる。

（変更申請）

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた対象者（以下「助成決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合には、西宮市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付申請書（様式第5号）に、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、西宮市合理的配慮の提供支援に係る助成金変更交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、当該申請を行った助成決定者に通知するものとする。

（完了の報告）

第9条 助成決定者（前条第2項の規定により変更の決定を受けた助成決定者を含む。）は、コミュニケーションツールを作成し、物品を購入し、工事を完了し、又は手話通訳者・要約筆記者等派遣を利用した後30日以内に、完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 対象経費がコミュニケーションツール作成費又は物品購入費である場合 次に掲げる書類
 - ア 領収書
 - イ 物品設置写真
- (2) 対象経費が工事施工費である場合 次に掲げる書類
 - ア 領収書
 - イ 工事契約書の写し
 - ウ 工事内訳書の写し
 - エ 工事完了写真
 - オ その他市長が必要と認める書類
- (3) 対象経費が手話通訳者・要約筆記者等派遣費である場合 次に掲げる書類
 - ア 領収書

(助成金の額の確定及び交付)

- 第10条 市長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、適当と認めたときには、助成金の額を確定し、西宮市合理的配慮の提供支援に係る助成金額確定通知書（様式第8号）により、当該報告を行った助成決定者に通知するものとする。
- 2 前条の確定を受けた助成決定者は、速やかに西宮市合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書（様式第9号）により、市長に助成金を請求するものとする。
 - 3 市長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を行った助成決定者に助成金を交付するものとする。

(助成金の受領委任)

- 第11条 助成金の交付を受けようとする助成決定者が、当該助成金をコミュニケーションツール作成者、物品の販売業者、工事の施工業者又は手話通訳者・要約筆記者等（派遣事業を実施する業者及び団体を含む。）（以下「コミュニケーションツール作成者等」という。）に受領させることを希望した場合において、市長が適当と認めるときは、市長は、当該コミュニケーションツール作成者等に助成金を交付することができる。
- 2 前項に規定する助成金の交付の方法を希望する助成決定者は、請求書に代えて、西宮市合理的配慮の提供支援に係る助成金請求書兼受領委任支払い申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取り消し)

- 第12条 市長は、助成決定者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- (1) 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。

- (2) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が取消しが必要と認めるとき。

(助成金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年1月25日から実施する。

別表（第4条、第5条関係）

対象経費	摘要	助成率	助成限度額
コミュニケーションツール作成費	コミュニケーションツールの作成に係る経費 〔例〕 ・点字メニュー ・コミュニケーション支援ボード ・音声コードを用いたチラシ等	対象経費の100分の50の額とする。	50,000円
物品購入費	物品（コミュニケーションツールを除く）の購入に係る経費 〔例〕 ・筆談ボード ・音声拡張器 ・折りたたみ式スロープ ・視覚障害者誘導用シート ・車椅子昇降機 ・杖ホルダー ・滑り止めマット ・ローカウンター ・高さ可動式テーブル		100,000円
工事施工費	工事の施工に係る経費 〔例〕 ・簡易スロープ ・手すり ・多機能トイレ ・スライド式ドア		200,000円
手話通訳者・要約筆記者等派遣費	イベント等における手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費		20,000円

備考

- 1 申請は、対象経費の各区分において年度内に1回までとする。
- 2 対象経費が次の各号に該当する場合には助成の対象外とする。
 - (1) 政治・宗教活動に係る経費
 - (2) その他、公序良俗に反する等、社会通念上助成することが好ましくないと思われる経費